主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人脇山淑子の上告趣意は、原判決には刑訴法四〇五条各号に定める事由があるというだけで、具体的な理由を示していないものであるから、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四五年一一月二四日

最高裁判所第三小法廷

郷	小	根	関	裁判長裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
太 隹	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官